

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	下三谷工業団地造成事業	会計名称	一般会計		担当課	経済雇用戦略課			
		予算科目	7 款 1 項 3 目	事業番号	3195	所属長名	大谷基文		
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	伊予岡一幸		
法令根拠等	農村地域工業等導入促進法、都市計画法、農地法					実施期間	【開始】	平成 28 年度	
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造						【終了】	平成 30 年度(予定)	☐ 設定なし
	活力ある商業・工業の振興								
総合計画における本事業の役割	伊予港埋立地等と共に企業誘致を図るとともに、既に立地している企業の留置対策等に努め、地域経済の振興・発展を図る。								
事業の対象	一般、企業、土地所有者				事業の目的	農村地域工業等導入促進法を活用した企業誘致を実施し、地域経済の振興・発展を図る。			
事業の内容（整備内容）	下三谷工業団地について、農村地域工業等導入実施計画（第3期）として造成し、工業団地の拡張を行うことにより企業誘致を図る。				昨年度の課題に対する具体的な改善策	市内企業に対し企業留置に努める。			

事業活動の内容・成果（D0）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	28 年度実績	29 年度予定	9月末の実績	29 年度実績
直接事業費		0	72	4,968	3,395	5,184	2,433	下三谷工業団地内における工場立地件数		件	0	1	0	1
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0	0							
	県支出金		0	0	0	0	0							
	地方債		0	0	0	0	0							
	その他		0	0	0	0	0							
一般財源		0	72	4,968	3,395	5,184	2,433							
職員の人工（にんく）数		0.00	0.27				0.27							
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017							
※ 直接事業費＋人件費		0	2,237				4,598							
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		委託料								
向こう5年間の直接事業費の推移 （千円）						30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	5年間の合計			
						80,836	0	0	0	0	80,836			
成果指標	指標	下三谷工業団地内への優良企業誘致				単位	⇒	区分年度	28 年度	29 年度	- 年度	目標	30 年度	
						件		目標	0	1		1		
	指標設定の考え方	下三谷工業団地内における工場立地件数						実績	0	1				
								指標で表せない効果						

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）			農村産業法による計画の変更のため、地区計画案の策定を実施中である。									
事業評価	自己判定 （担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	12月に下三谷工業団地地区地区計画業務（案）を策定し、その計画に基づき開発許可申請業務に着手した。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3							
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。	5							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	5							
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	3							
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	5							
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							
		一次判定 （所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D			A	事業の方向性 所屬長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する （判断の理由） 現在、下三谷工業団地に 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に係る農村地域産業等導入実施計画（第3期）を策定中であり、企業誘致を実施するためにも継続が必要と判断する。
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3						
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。	5						
	有効性		事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4							
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	5							
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A						
		コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	4								
		市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4								

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☒	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 企業誘致を行うためには必要な土地を確保する必要がある。そのため下三谷工業団地に第3期分として農村地域工業等導入促進法、都市計画法、農地法をクリアすべき諸手続きを進めていることから行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容 ・行政のトップセールス、アンテナを張り巡らせて企業誘致など努力していただきたい。 ・用地買収に当たっては、県との協議が終わり価格の話になると控除の問題がネックになる気がする。
------------	------	--

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性		コメント欄 排水問題で難航しているものの、調整を続ける。
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	